



このコーナーでは、共助会のマスコットキャラクターのきらびーちゃんが、さまざまな役立ち情報をお伝えいたします。

第1回目の今回は、共助会活用術と題して規約貯金にフォーカスした耳寄りな情報です!!

### 共助会活用術

## ～規約貯金を活用しよう～

★「貯金したい方」・「貯金したいけどつい貰った給料を使ってしまう方」はいませんか？

共助会の規約貯金は天引きにて月額1,000円単位で貯金ができます☆  
金利は年0.312% (1年以上払い戻しがない場合。※1年未満は0.18%)

**モデルケース** 例えば毎月1万円の規約貯金をすると、年間12万円貯められますが、30年続けると…元本360万円に対して合計約18万円(税引き前)の利息が付きます。(※30年間利率に変動がなく、なおかつ一度も払い戻しをしなかった場合)

同じように金融機関で一般的な積立貯金を毎月1万円すると、30年後は元本360万円に対して合計1,000円程しか利息が付きません。

#### お申し込み

新規のお申込はカンタン！申込書に毎月の希望金額を書いて、共助会にFAXまたは郵送するだけ！  
申込書：事務手引書P24 または共助会HP > 書式集 > 貯金関係 > 規約貯金新規・変更申込書

規約貯金新規・変更申込書			
所属コード	123456	所属名(学校名)	共助会のようせい学校
会員コード	123456	会員名	きらびー
規約貯金を新規に申し込みます。			
新：規約	貯金月額	10000円	

給料を使う前に先に貯金できるから、効率的にコツコツ貯金をすることができちゃう♪  
貯金が苦手な人でも、知らず知らずのうちに貯金ができるからオススメ！  
共助会に申込書が到着した翌月からスタートだっ！



★「規約貯金の毎月の金額を増やしたい方」もしくは「減らしたい方」はいませんか？

共助会の規約貯金を最もうまく活用するポイントは、  
実は無理せずコツコツと継続して貯金し続けることです。

理由は規約貯金を開始して1年間と、払い戻しの都度1年間は金利が0.18%となるからです。

上記のモデルケースにあるように毎月1万円の規約貯金を30年間一度も払い戻しせずに継続して貯めた場合、元本360万円に対して30年間で合計約18万円(税引き前)の利息が付きますが、仮に、毎月1万円の規約貯金を、必ず年に1回のペースで1円の払い戻しをした場合の30年間の利息は、元本約360万円に対して約10万円(税引き前)の利息しか付きません。

必要なときに払い戻しができて便利な規約貯金ですが、無理な金額を設定して頻繁な払い戻しをするよりも、少額でも無理せず長く継続して貯める方がお得といえます。

#### お申し込み

金額の変更のお申込はカンタン！申込書に変更前の金額と、変更後の金額を書いて、共助会にFAXまたは郵送するだけ！  
申込書：事務手引書P24 または共助会HP > 書式集 > 貯金関係 > 規約貯金新規・変更申込書

規約貯金の月額の変更を申し込みます。			
変更	変更前の貯金月額	変更後の貯金月額	
	10000円	8000円	

共助会に申込書が到着した翌月から変更となります！



#### ☆きらびーのつぶやき☆

新しく始まったきらびーの連載はどうだったかな？  
次回も楽しみに待っててっ！

